

## 経過報告書

令和元年11月12日

区長会議会長 様

安全・環境・防災部会長

令和元年10月25日付けで安全・環境・防災部会で決議した内容について、下記のとおり報告します。

### 1. 部会での決議内容

通学路や未就学児等散歩道の点検対象以外の、その他道路について、安全確保の取組を進めるための区役所の関与の仕組みについて、決議した。

### 2. 参加区長

港区長、淀川区長、福島区長、中央区長、天王寺区長、住吉区長

### 3. 決議内容について全区長に情報共有を行った日

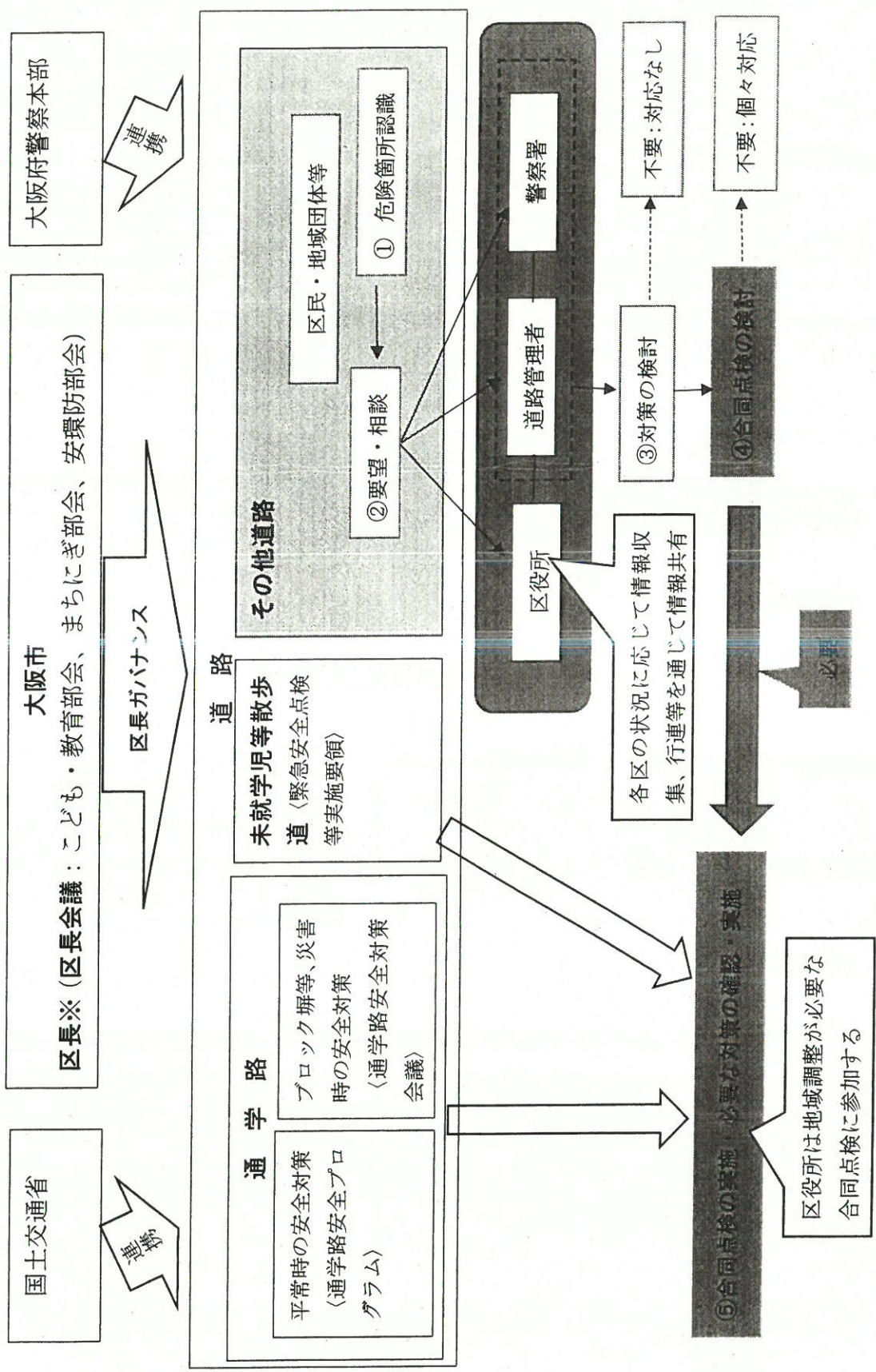
令和元年11月22日

### 4. 審議経過

令和元年10月25日

・市民局から、通学路や未就学児等散歩道の点検対象以外の、その他道路について、安全確保の取組を進めるための区役所の関与の仕組みについて、区役所、道路管理者、警察署が、区民等からの要望や相談から把握した危険箇所にかかる情報について、行連等を通じて情報共有するとともに、道路管理者、警察署が対策の検討を進めるにあたって地域調整が必要となる事案については、情報共有を図るため、区役所との合同点検を実施することの説明があり、当部会で審議し決議した。

# 道路の安全にかかる区役所の関与について



## 【フローの解説】

### ① 危険箇所認識

区民、地域団体、保育所などの施設が、歩行者の安全が確保されない危険箇所で、物理的な交通安全対策が必要と認識する。

### ② 要望・相談

交通規制や安全対策設備の設置など、区民や施設が道路管理者や警察に要望や相談を申し出る。なお、区役所に相談が寄せられる場合も想定されるが、規制や設備の要望などの要望であれば、適切な相談先に振り分ける。

区役所としても区の状況に応じて地域団体等から道路に関する情報の収集に努める。

例：各地域活動協議会の防災・防犯部会を通じ、適時、道路補修のニーズを把握する  
各地域活動協議会から道路補修等の要望書を受け付ける等)

要望・相談のあった道路に関する情報について、行政連絡調整会議等を通じて区役所、道路管理者、警察署で情報共有を図る。

すべての情報を共有するとなると事務が煩雑になることから、情報共有の範囲は以下を参考とする。

情報共有が不要なもの：舗装の穴ぼこ補修など局所的な補修対応となるもの

カーブミラーの設置など局所的かつ定例的に対応が進むもの

情報共有が必要なもの：大規模な補修が必要となるものや、歩道設置など当該対策の実施により新たに道路の安全性の向上が図れるものなどで、区民の生活への影響が大きいもの

### ③ 対策の検討

申し出を受けた案件について、道路管理者や警察がそれぞれ所掌業務における対策を検討する。なお、検討内容は警察の交通指導取締強化など運用面の取組みも含まれるが、本フローではハード面での対策を対象とする。

### ④ 合同点検の検討

道路管理者や警察が交通安全対策の検討を進めるにあたって、地域住民との調整が必要となる事案については、当該危険箇所とその対策案について情報共有を図るため区役所との合同点検を実施することとし、案件ごとに合同点検の要否を検討する。（特に地域住民との調整を必要とせずに講じることができる対策については、区役所との合同点検は要さない。）合同点検が必要と判断した場合は、道路管理者や警察から区役所あて合同点検への参加を要請する。

合同点検は、必ずしも道路管理者、警察、区役所の三者が揃うことを条件とせず、案件によっては、道路管理者と区役所のみ、警察と区役所のみ、という場合も想定する。また、

本フロー上には記載していないが、警察、道路管理者の二者のみで点検する場合がある。

⑤合同点検の実施・必要な対策の確認・実施

道路管理者や警察の危険箇所の評価、対策の検討内容について合同で確認する。合同点検の進め方や内容については、三者で取り決めることとし、本フローでは限定しない。

なお、実施のタイミングについてはその都度の実施のほか、通学路安全プログラムの合同点検会などの機会に合わせて行うことなどが考えられる。その結果必要な対策の実施は、道路管理者や警察が交通安全対策を実施する。

本フローはハード面での交通安全対策を主とするが、区役所においては当該案件への対応を踏まえて、区民への交通安全教育や啓発、見守り活動など、日頃のソフト面での交通安全対策に反映する。

※地域調整

地域調整については当該対策の実施者が主体的に行うことを基本とし、区役所は円滑に地域調整が進むように支援を行う。具体的には町会役員への連絡調整や説明会の設定などが考えられる。